

# 利益相反管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人あきた結いネット（以下、「当法人」という。）の倫理規程に基づき、当法人の理事および監事（以下、「役員」という。）の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程における「利益相反」とは、当法人の役員が次の各号に掲げる取引（以下、「利益相反取引」という。）を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 自己が役員を務める企業、団体等（以下、「兼業先」という。）から一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引
- (4) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第2章 兼業先の申告

### (役員就任時の申告)

第3条 役員は、当法人の役員就任時に自己の兼業先の法人名および役職名について、総務担当者に書面で申告するものとする。

- 2 当法人の役員に再任された場合も、前項と同じ申告をするものとする。

### (申告内容の変更申告)

第4条 役員は、当法人の役員就任後、新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、総務担当者に書面で申告するものとする。

- 2 当法人の役員就任時または就任後、他の企業、団体等の役員を退任した場合も、前項と同じ申告をするものとする。

### (申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた総務担当者は、申告内容を精査した上で、当法人との間での利益相反の状況を確認する。

- 2 総務担当者は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、理事長と協議の上、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

### 第3章 利益相反取引の承認および報告

(利益相反取引の承認)

第6条 役員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

2 前条の開示事実にかかる理事会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする役員は、その決議に加わることができない。

(利益相反取引の報告)

第7条 前条の利益相反取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

### 第4章 利益相反管理態勢

(理事会の責任)

第8条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、当法人の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関すること
- (2) 利益相反管理体制の整備に関すること

(理事長の責任)

第9条 理事長は、当法人の利益相反管理態勢の統括責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関すること
  - (2) 利益相反の状況があった場合の是正措置に関すること
  - (3) 利益相反管理に関する役職員の教育および啓発態勢の整備に関すること
  - (4) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること
- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

(事務局の役割と責任)

第10条 事務局は、当法人の利益相反体制の運営全般にかかる責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること
- (2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること
- (3) 利益相反の状況があった場合に是正のための措置を講ずること
- (4) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成日から5年

間保存すること

- (5) 役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員の周知徹底を図ること
- (6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置を実施すること

(監事による内部監査)

第11条 監事は、利益相反管理にかかる人的構成および業務運営体制について、定期的に検証を行うものとする。

2 監事は前項の検証の結果について、必要に応じて理事会に報告するものとする。

## 第5章 その他

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和7年8月1日から施行する。